令和８年（フ）第２７号
沖縄県宮古島市平良字西原419番地１
債務者　柳橋　義勝
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第９７号
岩手県北上市九年橋一丁目２番９号
債務者　伊藤　甲斐
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６６０号
千葉県松戸市高塚新田494番地の14　梨香台団地７棟806号室、前住所千葉県松戸市高塚新田128―44
債務者　加藤世津子
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６６１号
千葉県松戸市高塚新田494番地の14　梨香台団地７棟806号室、前住所千葉県松戸市高塚新田128―44
債務者　加藤　未歩
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１５号
千葉県松戸市松戸1754番地の１　Ｓｋｙ　Ｍａｔｓｕｄｏ701号
債務者　石渡　貴大
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７３４号
千葉県松戸市南花島４丁目62番地の11　グループホーム一歩南花島
債務者　高木　志行
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１１７８号
東京都福生市大字熊川1341番地５コーポもりたⅠ―202号室
債務者　米山　　愛
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２３１号
金沢市笠舞３丁目８番８号　コーポファビオ108号、従前の住所金沢市四十万３丁目366番地　イーストⅠＢ棟201号
債務者　向江　顯勝
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９号
福井県敦賀市清水町１丁目12番６―505号
債務者　池田あゆみ
１　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２００号
兵庫県宝塚市平井山荘７番２号　ライズタウン平井山荘２Ｆ、前住所兵庫県宝塚市山本南１丁目31番20―301号
債務者　田中　涼吾
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
兵庫県明石市立石１丁目６番１―302号
債務者　岸田多惠子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１９１号
福島県郡山市安積町日出山字旧屋敷３番地の１　グランディオール郡山110号
債務者　渡邊　　勉
１　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
千葉県印旛郡栄町安食327番地の47
債務者　御手洗　力
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２４１号
千葉県八街市文違301番地3117
債務者　安井　彩花（旧姓秋葉）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第５５４号
神戸市長田区重池町２丁目10番22号　ミナトひまわりマンション202号
債務者　伊藤　真理
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３４号
神戸市長田区高取山町１丁目15番12号　グリーンビラ高取山202号
債務者　伊藤　寛人
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部